

令和 8 年度  
随時募集（先着順）による  
市有地売払い案内書

熊谷市  
（市有地）

問合せ先  
〒360 - 8601  
埼玉県熊谷市宮町二丁目47番地1  
熊谷市総合政策部施設マネジメント課  
電話：048 - 524 - 1116（直通）

## 1 はじめに

熊谷市では、一般競争入札によって落札に至らなかった市有地について、熊谷市普通財産の売払いに関する要綱第25条及び地方自治法施行令第167条の2の第1項第8号の規定に基づき、先着順の随意契約による売払いを行います。

この案内書は、熊谷市所有の市有地の「随時募集（先着順）による売払い」に当たって、申込みを希望する方へ当該市有地の概要、申込方法等を説明するものです。

## 2 随時募集（先着順）による市有地売払い概要

### 案内書配布

#### 配布期間

令和8年5月1日（金）から令和9年1月15日（金）

土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く

#### 配布時間

午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時まで  
（最終日は正午まで）

#### 配布場所

- ・熊谷市 総合政策部 施設マネジメント課  
（熊谷市役所本庁舎7階北側）  
住所：熊谷市宮町二丁目47番地1  
電話：048-524-1116（直通）
- ・大里行政センター 地域振興係
- ・都市整備部 都市計画課
- ・ " 建築審査課  
住所：熊谷市中曽根654番地1  
電話：0493-39-0311（代）
- ・妻沼行政センター 地域振興係  
住所：熊谷市弥藤吾2450番地  
電話：048-588-1321（代）
- ・江南行政センター 地域振興係  
住所：熊谷市江南中央一丁目1番地  
電話：048-536-1521（代）

内容の問合せは、「施設マネジメント課」までお願いします。

申込書の提出

**先着順で受け付けていますので、申込前に必ず  
「施設マネジメント課」までお問合せください。**

**電話 048-524-1116(直通)**

申込受付期間

令和8年6月1日(月)から令和9年1月15日(金)まで  
土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日から1月  
3日)を除く

申込受付時間

午前9時から正午及び午後1時から午後4時まで  
(最終日は正午まで)

申込受付場所

・熊谷市 総合政策部 施設マネジメント課  
(熊谷市役所本庁舎7階北側)

参加申込方法

・要領第4、第5及び第6のとおり

売払決定

買受人の決定

- ・売払い決定後おおむね7日以内に契約締結していただきます。
- ・決定通知書(様式第4号の4)を送付します。
- ・契約日までに「契約保証金」をお支払ください。  
一括納入も選択可能です。

契 約

契約時に必要なもの

- ・市有地売払い申請書(様式第5号の3)
- ・収入印紙(契約書貼付用)
- ・実印(契約書押印用)
- ・その他、市長が特に必要とする書類

決 済

支払期限

- ・契約締結後60日以内に売払額(契約保証金を除く)を納付  
していただきます。

引 渡 し

- ・代金の決済時に現状のままの状態での引渡があったものとします。
- ・所有権移転登記は熊谷市で行いますが、契約の締結及び履行に  
関して必要な一切の費用(契約書に貼付する収入印紙や所有権  
移転登記の登録免許税等)は、申込者の負担となります。

## 随時募集（先着順）による市有地売払い実施要領

一般競争入札において落札者がなかった物件については、売払価格を最初に提示した方に当該財産の売払いを行います。

なお、物件、手続き等の詳細については、担当課にお問い合わせください。

（先着順による売払い物件）

第1 売払い物件は、次のとおりとします。

物件番号	所在	地積（公簿）	地目	売払価格
（1）	下奈良字中妻783番24	750.09㎡	宅地	8,770,000円
（2）	妻沼東三丁目1番	300.89㎡	宅地	8,600,000円
（3）	下奈良字中妻783番25	658.09㎡	宅地	6,770,000円
（4）	上奈良字名前淵 1078番、1079番3 中奈良字向川原 2388番1	979.45㎡ （公簿合計）	宅地	5,090,000円
（5）	船木台二丁目9番5	240.97㎡	宅地	2,670,000円
（6）	上之字成田337番28	147.60㎡	宅地	2,560,000円
（7）	相上字宮前区1662番1	567㎡	雑種地	2,350,000円

（参加条件）

第2 参加は個人・法人を問いません。しかし、次の各号のいずれにも該当しない方であることが参加の条件となります。 誓約書あり

地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に規定する者  
無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員

地方自治法第238条の3に該当する、当該市有地に関する事務に従事する熊谷市の職員

第5の による税に滞納がある者

前各号に定めるもののほか、特に市長が不相当と認める者

（物件の下見・現地説明会）

第3 参加希望者は、各自で申込み前に物件の下見をしてください。

なお、現地説明会は開催いたしませんので御了承ください。

(参加申込み)

第4 参加希望者は、別添「先着順による売払い申込書(様式第1号の3)」を提出してください。

(申込みに必要な書類)

第5 参加希望者は、第4の申込書に次の書類を添えて、熊谷市総合政策部「施設マネジメント課(熊谷市役所本庁舎7階北側)」へ提出してください。

なお、郵送またはインターネットによる参加申込みは受け付けません。

**個人**の場合:「住民票の写し(申請者【名義人となる方】が記載されている世帯一部のものであり、個人番号(マイナンバー)の記載がないもの)」

**法人**の場合:「履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)」

申請日前3か月以内に発行されたもので現状を反映しているもの。

最新の「(市民税)納税証明書」又は「非課税証明書」

法人の場合は、**別表**を参照してください。

誓約書

委任状(様式第3号の1)

代理の方が申込み場合

(参加申込みに関する留意事項)

第6 市は、申込者の申込みをもって、本要領、契約関係書類の記載内容等を熟知し、承諾したものと見なします。

2 参加申込みの受付期間、受付時間及び受付場所は次のとおりです。

受付期間

令和8年6月1日(月)から令和9年1月15日(金)の期間において、随時受付を行います。

ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日から1月3日)を除く

受付時間

午前9時から正午及び午後1時から午後4時まで(最終日は正午まで)

受付場所

熊谷市 総合政策部 施設マネジメント課(熊谷市役所7階北側)

3 申込みに必要な一切の費用は、買受人の負担とします。

4 参加資格を有すると確認された者が、第2の条件に該当することが判明したとき及び第4・第5の規定により提出された書類に、虚偽の記載をしたことが明らかになったときは、参加を取り消すものとします。

5 提出後の書類等の変更は、原則として認めません。

6 提出書類等は、一切返却いたしません。

(買受人の決定)

第7 「先着順による市有地売払い申込書(様式第1号の3)」は、1物件につき先着1名に限り仮受付し、書類審査等により買受資格の有無を確認し、資格を有すると判断された後に正式受理として買受人と決定します。

(抽せんによる買受人の決定)

第8 同時に申込みをした者が2人以上あるときは、直ちに当該申込者にくじを引かせて買受人を決定します。ただし、書類の内容や添付書類に不備がある場合は仮受付をすることができません。

- 2 受付時間より早く到着した場合でも、その到着時刻による先後は設けず、一律に受付開始時間に到着したものとみなします。
- 3 一度受付不受理と決定された者であっても、買受資格を有することが確認できる場合には、再度、申込みを行うことができます。ただし、故意に虚偽の申込みをしたことなど不誠実な事実が判明した場合は3年間市有地の売払いへの申込みができません。

(決定通知)

第9 買受人となった者に対しては、「先着順による市有地売払決定通知書(様式4号の4)」にて改めて通知します。

- 2 同封の「市有地売払い申請書(様式5号の3)」は契約時に必要となります。

(契約条件)

第10 契約の条件については、別添の土地売買契約書のとおりですので、条文をよく確認の上、申込みしてください。なお、契約対象の地積は公簿面積によります。

(契約の締結)

第11 売買契約の締結は、売払い決定後おおむね7日以内を予定しています。

- 2 売買契約は、買受人の名義で締結します。共有名義で申し込んだ場合は、共有者全員の名義で締結します
- 3 売買契約書(市保管用の1部)に貼付する収入印紙、売買契約の締結及び履行に必要な費用等は買受人の負担となります。

(契約保証金)

第12 買受人は、第11の規定による契約を締結する日までに、契約金額の100分の10以上に当たる契約保証金を熊谷市が発行する納付書により納付していただきます。ただし、契約の締結と同時に売買代金の全額を支払う場合には、納付する必要はありません。なお、契約保証金の受入期間について利息を付けません。

( 売買代金の支払期限 )

第 1 3 売買代金 ( 売払金額から契約保証金を差し引いた残金 ) は、契約を締結した日から 6 0 日以内に市がお渡しする納付書により納入していただきます。なお、売買代金の支払いが行われなかった場合には、契約保証金は熊谷市に帰属することになります。

( 所有権の移転 )

第 1 4 売買代金が完納されたときに所有権の移転があったものとし、直ちに物件を現状で引渡します。

2 物件引渡し後、熊谷市が所有権移転登記を法務局に嘱託登記します。

3 契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用 ( 契約書に貼付する収入印紙や所有権移転登記の登録免許税等 ) は、買受人の負担となります。

( 境界の明示 )

第 1 5 熊谷市は、買受人に対して本件不動産の現地における境界の明示を省略するものとします。

( 売払いに係る条件・特記事項 )

第 1 6 当該物件に存する工作物等を含む現状有姿での引渡しとなり、熊谷市では撤去及び移設並びに撤去及び移設に係る費用負担はいたしません。なお、越境物がある場合に関して、市は越境状態の解消や承諾書等の取付けは行っておりません。

物件番号 5 ( 船木台二丁目 9 番 5 ) 及び物件番号 7 ( 相上 1 6 6 2 番 1 ) については、物件調書 ( その他注意事項 ) を参照すること。

なお、物件調書はあくまで物件の概要を把握するための参考資料ですので、申込みに当たっては、必ず各自で調査、確認を行ってください。

( その他 )

第 1 7 この要領に定めのない事項については、地方自治法 ( 昭和 2 2 年法律第 6 7 号 ) 地方自治法施行令 ( 昭和 2 2 年政令第 1 6 号 ) 熊谷市契約規則 ( 平成 1 7 年 1 0 月 1 日規則第 6 8 号 ) 熊谷市普通財産の売払に関する要綱、その他関係法令の定めるところによります。

2 申込み関係書類等の御記入については、ボールペン、万年筆で御記入ください。

なお、いわゆる「消せるボールペン」での記入は不可とします。

別表

納税証明書	熊谷市内に本・支店 等を置く法人	法人市民税納税証明書
	上段 以外の法人	法人税納税証明書（注1）
	申請する全法人	消費税及び地方消費税納税証明書（注2）

（注1、注2関係）法人税、消費税等納税証明書については、申告先の税務署が発行する納税証明書「その3の3」（法人税及び消費税等納税証明書）

問合せ先  
熊谷市総合政策部  
施設マネジメント課  
048-524-1116（直通）

# 市有財産売買契約書（案）

売払人 熊谷市（以下「売払人」という。）と買受人 \_\_\_\_\_（以下「買受人」という。）とは、次の条項により市有財産売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 売払人及び買受人は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（土地の表示）

第2条 売払人は、次に表示する市有地（以下「当該土地」という。）を買受人に売り払い、買受人はこれを買受けるものとする。

市有地の表示

所 在 地	地 目	地 積
		m <sup>2</sup>

（売買代金）

第3条 当該土地の売買代金は、金 \_\_\_\_\_ 円とする。

（契約保証金）

第4条 買受人は、契約日までに、契約保証金として金 \_\_\_\_\_ 円を売払人に納付しなければならない。ただし、契約保証金は売買代金に充当することができる。

2 前項の契約保証金には、利子を付さないものとする。

（売買代金の納付）

第5条 買受人は、第3条の売買代金と前条の契約保証金との差額を、契約締結日から60日以内に売払人の発行する納付書により、売払人の指定する金融機関に納付しなければならない。

2 売払人は、買受人が前項に定める義務を履行したときは、契約保証金を売買代金に充当するものとする。

（所有権の移転及び土地の引渡し）

第6条 当該土地の所有権は、買受人が売買代金の全額を納付したときに、売払人から買受人に移転したものとする。

2 当該土地は、前項の規定により、その所有権が移転したときに、現状有姿のまま買受人に対して引渡しがあったものとする。

（所有権の移転登記等）

第7条 前条の規定により当該土地の所有権が移転した後、売払人は、速やかに所有権移転の登記を囑託するものとし、買受人は、これに必要な書類等をあらかじめ売払人に提出するものとする。

2 本契約書作成に要する収入印紙及び登録免許税、その他登記に要する費用はすべて買受人の負担とする。

（契約不適合責任）

第8条 買受人は、民法、商法及び本契約のその他の条項にかかわらず、売買物件が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、価格の減免及び損害賠償の請求並びに契約の解除をすることができない。

(境界の疑義等)

第9条 買受人は、当該土地の引き渡しを受けた後、当該土地の境界について第三者との間に疑義が生じたときは、買受人の責任において処理するものとする。

2 この契約について、第三者から異議の申立てがあったときは、買受人の責任において処理するものとする。

(禁止用途)

第10条 買受人は、当該土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(平成23年法律第122号)第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用に供してはならない。

2 買受人は、当該土地を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団及びその暴力団員がその活動のために利用する事務所等の用に供してはならない。

3 買受人は、当該土地を無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条に規定する観察処分を受けた団体及びその構成員がその活動のために利用する事務所等の用に供してはならない。

4 買受人は、当該土地の所有権を第三者に移転する場合には、前三項の使用の禁止義務を承継させるものとし、当該第三者に対して、第1項、第2項及び第3項の定め反する使用をさせてはならない。

5 買受人は、前項の第三者が当該土地の所有権を移転する場合にも同様に第1項、第2項及び第3項の内容を転得者に承継することを義務付けなければならない。

6 買受人は、当該土地を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して第1項、第2項及び第3項の定め反する使用をさせてはならない。この場合において、買受人は、第1項、第2項及び第3項の使用の禁止を免れるものではない。

7 買受人は、前項の第三者が新たな第三者に当該土地を使用させる場合も同様に、第1項、第2項及び第3項並びに前項の内容を遵守させなければならない。

(違約金)

第11条 買受人は、前条に違反した場合は、第3条に定める売買代金の100分の10に相当する金額を違約金として売払人に支払わなければならない。

2 前項の違約金は、第14条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第12条 買受人がこの契約に定める義務を履行しないときは、売払人は催告をしないで、この契約を解除することができる。

2 前項の規定により売払人がこの契約を解除したときは、次の各号によるものとする。

(1) 買受人が負担した契約費用及び当該土地に支出した必要費、有益費その他一切の費用並びに前条の規定による違約金は、償還又は返還しないものとする。

(2) 売払人に損害があれば、売払人は、買受人にその損害を請求することができる。

(3) 買受人に損害があっても、買受人は、売払人にその損害を請求することができない。

(原状回復の義務)

第13条 買受人は、前条の規定により売払人がこの契約を解除したときは、売払人が指定する期日までに当該土地を原状に回復して返還しなければならない。

2 買受人は、前項の規定により売払人に当該土地を返還するときは、売払人の指定する期日までに、当該土地の所有権移転の承諾書を売払人に提出しなければならない。この場合において、買受人は、当該土地に所有権以外の権利が設定又は存するときは、あらかじめ当該権利を買受人の責任において消滅させなければならない。

(損害賠償)

第14条 売払人は、買受人が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害賠償を買受人に請求することができるものとする。

(管轄裁判所)

第15条 本契約に関する訴えの管轄は、売払人の事務所の所在地を管轄区域とする地方裁判所又は簡易裁判所とする。

(協議事項)

第16条 この契約書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、売払人及び買受人が協議して定めるものとする。

本契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、売払人及び買受人が記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

熊谷市宮町二丁目47番地1  
熊谷市  
熊谷市長 小林哲也

買受人

# 市有財産売買契約書（案）

一括納付

売出人 熊谷市（以下「売出人」という。）と買受人 \_\_\_\_\_（以下「買受人」という。）とは、次の条項により市有財産売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 売出人及び買受人は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（土地の表示）

第2条 売出人は、次に表示する市有地（以下「当該土地」という。）を買受人に売り払い、買受人はこれを買受けるものとする。

市有地の表示

所在地	地目	地積
		m <sup>2</sup>

（売買代金）

第3条 当該土地の売買代金は、金 \_\_\_\_\_ 円とする。

（売買代金の納付）

第4条 買受人は、第3条の売買代金を、契約締結日に売出人の発行する納付書により、売出人の指定する金融機関に納付しなければならない。

（所有権の移転及び土地の引渡し）

第5条 当該土地の所有権は、買受人が売買代金の全額を納付したときに、売出人から買受人に移転したものとする。

2 当該土地は、前項の規定により、その所有権が移転したときに、現状有姿のまま買受人に対して引渡しがあったものとする。

（所有権の移転登記等）

第6条 前条の規定により当該土地の所有権が移転した後、売出人は、速やかに所有権移転の登記を囑託するものとし、買受人は、これに必要な書類等をあらかじめ売出人に提出するものとする。

2 本契約書作成に要する収入印紙及び登録免許税、その他登記に要する費用はすべて買受人の負担とする。

（契約不適合責任）

第7条 買受人は、民法、商法及び本契約のその他の条項にかかわらず、売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、価格の減免及び損害賠償の請求並びに契約の解除をすることができない。

（境界の疑義等）

第8条 買受人は、当該土地の引渡しを受けた後、当該土地の境界について第三者との間に疑義が生じたときは、買受人の責任において処理するものとする。

2 この契約について、第三者から異議の申立てがあったときは、買受人の責任において処理するものとする。

(禁止用途)

第9条 買受人は、当該土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(平成23年法律第122号)第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用に供してはならない。

2 買受人は、当該土地を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団及びその暴力団員がその活動のために利用する事務所等の用に供してはならない。

3 買受人は、当該土地を無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条に規定する観察処分を受けた団体及びその構成員がその活動のために利用する事務所等の用に供してはならない。

4 買受人は、当該土地の所有権を第三者に移転する場合には、前三項の使用の禁止義務を承継させるものとし、当該第三者に対して、第1項、第2項及び第3項の定め反する使用をさせてはならない。

5 買受人は、前項の第三者が当該土地の所有権を移転する場合にも同様に第1項、第2項及び第3項の内容を転得者に承継することを義務付けなければならない。

6 買受人は、当該土地を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して第1項、第2項及び第3項の定め反する使用をさせてはならない。この場合において、買受人は、第1項、第2項及び第3項の使用の禁止を免れるものではない。

7 買受人は、前項の第三者が新たな第三者に当該土地を使用させる場合も同様に、第1項、第2項及び第3項並びに前項の内容を遵守させなければならない。

(違約金)

第10条 買受人は、前条に違反した場合は、第3条に定める売買代金の100分の10に相当する金額を違約金として売払人に支払わなければならない。

2 前項の違約金は、第13条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第11条 買受人がこの契約に定める義務を履行しないときは、売払人は催告をしないで、この契約を解除することができる。

2 前項の規定により売払人がこの契約を解除したときは、次の各号によるものとする。

(1) 買受人が負担した契約費用及び当該土地に支出した必要費、有益費その他一切の費用並びに前条の規定による違約金は、償還又は返還しないものとする。

(2) 売払人に損害があれば、売払人は、買受人にその損害を請求することができる。

(3) 買受人に損害があっても、買受人は、売払人にその損害を請求することができない。

(原状回復の義務)

第12条 買受人は、前条の規定により売払人がこの契約を解除したときは、売払人が指定する期日までに当該土地を原状に回復して返還しなければならない。

2 買受人は、前項の規定により売払人に当該土地を返還するときは、売払人の指定する期日までに、当該土地の所有権移転の承諾書を売払人に提出しなければならない。この場合において、買受人は、当該土地に所有権以外の権利が設定又は存するときは、あらかじめ当該権利を買受人の責任において消滅させなければならない。

(損害賠償)

第13条 売払人は、買受人が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害賠償を買受人に請求することができるものとする。

(管轄裁判所)

第14条 本契約に関する訴えの管轄は、売払人の事務所の所在地を管轄区域とする地方裁判所又は簡易裁判所とする。

(協議事項)

第15条 この契約書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、売払人及び買受人が協議して定めるものとする。

本契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、売払人及び買受人が記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

売払人

熊谷市宮町二丁目47番地1

熊谷市

熊谷市長 小林哲也

買受人

# 誓 約 書

令和 年 月 日

熊谷市長 小林 哲也 宛

住 所

氏 名

法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、

代表者の役職及び氏名を記載する。

今般、熊谷市の先着順による市有地売払いに参加するに当たっては、貴市の随時募集（先着順）による市有地売払い実施要領を熟覧し、これらについてすべて承知のうえ参加します。また、以下の事項に相違ない旨確約いたします。もし、これらの違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴市の指示に従い、貴市に損害が発生したときは補償その他一切の責任を取ることはもちろん、貴市に対し一切異議、苦情などは申しません。

## 記

- 1 以下に記載された事項に該当いたしません。

地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に規定する者

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団及びその暴力団員

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員

実施要領第5の による税に滞納がある者

- 2 以下に記載された事項を誓約いたします。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（平成23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用に供しません。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団及びその暴力団員がその活動のために利用する事務所等の用に供しません。

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体及びその構成員がその活動のために利用する事務所等の用に供しません。

受 付 番 号

令和    年    月    日

## 先着順による市有地売払い申込書

熊谷市長    小 林 哲 也    宛

住    所

ふりがな

氏    名

(法 人 名)

電 話 番 号

令和    年度市有地売払いについて、下記のとおり申し込みます。

記

申込物件番号	所    在    地	地    積
		m <sup>2</sup>
用    途		
添 付 書 類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民票抄本又は法人の登記簿謄本</li> <li>・ 納税証明書又は非課税証明書</li> <li>・ 誓約書</li> </ul>	
備    考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支払方法について（どちらかに☑をしてください。）</li> </ul> <p style="text-align: center;">契約締結と同時に、売買代金の全額を納付します。</p> <p style="text-align: center;">契約締結日までに、契約保証金を納付します。</p>	

# 委任状

熊谷市長 小林 哲也 宛

住 所

受任者 氏 名

生年月日

私は、令和 年度市有地売払いへの参加及び売払いの申請につき、上記の者にその権限を委任したのでお届けします。

記

申込物件番号	所 在 地	地 目	地 積
			m <sup>2</sup>

令和 年 月 日

住 所

委任者 氏 名

### 先着順による市有地売払決定通知書

様

熊谷市長 小林 哲也 印

令和 年 月 日に申込みのありました下記市有地について、売払いが決定しましたので、熊谷市普通財産の売払いに関する要綱第31条第1項の規定により通知します。

記

物件番号	所在地	地目	地積
			m <sup>2</sup>

## 市有地売払い申請書

熊谷市長 小林 哲也 宛

住 所

申請者 氏 名  
(法 人 名)  
電話番号

住 所

代理人 氏 名

令和 年 月 日に申込みした令和 年度市有地売払いにおける先着順による市有地売払い決定通知(文書記号第 号)により、下記物件について売払いを願いたく、熊谷市普通財産の売払いに関する要綱第32条第2項の規定により申請します。

記

申込物件番号	所 在 地	地 目	地 積
			m <sup>2</sup>
申 請 理 由			

# 市有財産引渡書

様

熊谷市長 小林 哲也 印

令和 年 月 日付け、市有財産売買契約による下記の物件について熊谷市普通財産の売払いに関する要綱第15条又は第42条の規定により引渡します。

記

物件番号	所在地	地目	地積
			m <sup>2</sup>
備考			

# 市 有 財 産 引 受 書

熊谷市長 小 林 哲 也 宛

住 所

引受人 氏 名

令和 年 月 日付け、市有財産売買契約による下記の物件について熊谷市  
普通財産の売払いに関する要綱第 1 5 条第 3 項又は第 4 2 条の規定により引受けます。

記

物件番号	所 在 地	地 目	地 積
			m <sup>2</sup>
備 考			